

第5回 中間市水道事業あり方検討委員会 議事録要旨

開催日時 令和2年11月30日(月)16時30分～18時30分

開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室

出席者(委員) 行事和美 近藤春生 松木孝史 美谷薫 宮野俊明 武藤淳

(中間市) 環境上下水道部長、上水道課長、上水道課長補佐

上水道課管理係長、上水道課施設係長、上水道課事務担当、
株松尾設計

(事務局)

定刻となりましたので、第5回中間市水道事業あり方検討委員会を開催いたします。

開催に先立ち資料の確認をします。まずA4用紙の「委員会次第」、「委員名簿」、A4用紙の綴りの「前回からの要望・質疑内容」、「中間市水道事業あり方検討委員会答申書(案)」、前回までの検討経過等を整理した「まとめ文」です。つづきましてA3用紙「左上にケース2-4と書いてある財政シミュレーション表」、「答申書の概要版(案)」になります。資料はお揃いでしょうか。

では、議事を進行させていただきます。委員長よろしくお願いたします。

(委員長)

みなさん、こんにちは。今日が最後という事で忌憚ないご意見をいただきつつも、結論を出すという会になりますので、ご協力よろしくお願いたします。

はじめに事務局に確認させていただきたい点として、「答申のこういう形までは結論を出してほしい」などご意向があればお聞きしたいのですが。

(事務局)

前回に「どういったかたちで答申書をまとめていただきたいか」とご質問を受けたときに、「委員会でどのケースが良いというのは、なかなか決めにくい」ということで「このケースに関してはこういったメリット・デメリットがあります、というかたちで答申が出されても良いと思っています」と申しました。しかし、できれば各々のケースのメリット・デメリットを書きながら、どれが一番良いのかという順位で示していただきたいと思っております。

(委員)

「できればケースの順位付けまでしてほしい」というのは、ひとつに絞るということではないようですが、「委員会として順位を出せれば」ということですね。その点を念頭においてご議論いただければと思います。それでは早速議事に入ります。

一つ目ですが、前回委員会からの要望や質疑の内容等について、事務局から説明をお願い

します。

(事務局)

まずお配りしました「中間市水道事業あり方検討委員会 答申書 概要版(案)」についてです。今まであり方検討委員会で検討した内容をまとめたもので目新しい文言・文章はありません。

次に「左上にケース 2-3 と書いてある財政シミュレーション表」です。前回「ケース 2 の受水単価が(削除)円/㎥でのシミュレーションを用意していただきたい」という要望の財政シミュレーションです。これでは令和 2 年から令和 11 年までの受水単価を(削除)円/㎥。令和 12 年から令和 21 年までが(削除)円/㎥。そして令和 22 年度以降は(削除)円/㎥で計算しています。この試算では、令和(削除)年度に資金ショートすると予測されます。

つぎに「前回からの要望・質疑内容」です。これは、答申(案)の中身に関するご質問(注: 前回委員会からの閉会中に頂いた答申書(案)についての要望・質疑内容)の一覧を記しました。この答申書(案)についていくつかご意見をいただき、基本的には「前回からの要望・質疑内容」に書かれているものがそのまま答申書(案)へ反映されています。

しかし、いくつかのご意見は、反映できていません。それが 9 番。「広域連携を目指す場合のデメリットで具体的にどのような点で住民等に影響が大きいのか記述したほうが良い」というご意見がございました。ただ今回の委員会の中では具体的な事例を示すにいたっていないため、この文言の記述はしていません。

つぎに 10 番。「単独運営と広域連携ともに方針決定の期限が示されておられません」とご指摘をいただきました。こちらに関しては水道料金を改定すれば期限は変更できるため、記していません。

つぎの 11 番。ケース 3 で「受水単価があがれば水道料金差額で公営企業債を完済する期間が 8 年以上に延びるのではないのでしょうか」というご意見をいただきました。そのとおりですが、受水単価が上がった分、並行移動する形で連動して供給単価を上げられるのかどうかも疑問ですので、今回はこの条件で考察し(注: 公営企業債を完済する期間を) 8 年としています。

(委員)

気になる点として、「(注: 水道) 料金改定」という文言ですが、答申(案)の 4.2(注: 答申書(案) 7 ページ)では「水道料金の値上げを抑制する」という書き方をしています。全て読めば誤解はないと思いますが、考察部分では「住民負担の低減」となっていることを考えると「水道料金の改定だけではやはり(注: 表現が)弱い」と感じます。特に考察部です。『答申書を読む場合は「最初は結論部からを読む場合も多い」ため』やはり施設等の更新の必要性から「水道料金の値上げを含んだ見直し」のような表現が含まれているほうが

良いと思います。単に「料金改定」というだけでは「住民負担の低減」ともあるため「できるだけ負担を小さく水道料金があまり上がらず、場合によっては水道料金が下げるのではないか」と誤解を招きかねないのではないかと思います。

(委員)

(注：水道料金の値上げと) ストレートに書いたほうが伝わりやすいということですね。

(委員)

そうですね。若干補足するような形でそういうもの(注：水道料金の値上げ)を含めた水道料金改定など補足説明を入れた方が分かりやすいと感じます。

(委員)

「水道料金の値上げ」という言葉を挟む形で進めていければと思います。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。他にありましたら、また後ほど合わせて出していただければと思いますので、次の項目に入りたいと思います。

「答申書(案)」と併せて「これまでの討論を整理したまとめ文」を事務局から簡単にご説明いただけますか。

(事務局)

まず前提条件として広域連携の条件は中間市の想定によるものです。そして住民に身近なサービスは最も身近な機関がすることが望ましい。住民の負担と水道行政サービスを見直す時期にきている。住民の負担を少なくするため交付金の活用も考える。これが前提条件です。

「住民に最も身近な機関が望ましい」という前提条件のもと、ケース1の単独経営での検討を行い、他の経営形態と比較する形で検討を行いました。

ケース1では、令和40年度においても一定の人口予測ができるため、職員などの確保ができれば単独経営は可能であると考えられます。この場合、今後の人口減少に伴う水の需要の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大を考慮すると運営状況は現状に比べ悪化します。よって浄水場改築等などの大規模投資を行う前の現段階で、広域連携などについて比較検討を行うべきと考えます。

上記の考察を踏まえ、ケース2の検討を行いました。メリットとして自治体Aからの用水供給の受け入れにより、緊急時の応援給水が物理的に可能になります。またケース1に比べ浄水場の規模が小さく建設費が抑えられる。一方で令和40年度までの住民の水道料金の総負担額は一番高くなるデメリットがあります。

つぎに自治体 A との事業統合を目指すケースでは、ケース 3 とケース 4 の 2 パターンがあります。このうちケース 4 はおよそ 5 年間で膨大な施設の更新工事を行わなければならない、現実的ではないため、これ以上の検討は行いませんでした。ケース 3 は、令和 40 年度までの住民の水道料金の総負担額は最も低くなっています。

なお、(注：本委員会での検討期間である) 令和 40 年度までは単独経営が可能ですが、今後(注：水需要の減少により) 運営基盤は悪化するため大規模投資の前に広域連携などの比較検討を行う必要があります。水道の基盤強化の観点からも応援協定の拡充等災害に備えるべきであります。加えて運営方針を決定するには住民への分かり易い説明を丁寧に行う必要があります。広域連携により水道料金の上昇は抑制できますが、広域連携の条件は中間市の想定部が大きいことからシミュレーション結果が大きく変動する場合があります。

(委員)

検討の前提で「住民負担と水道行政サービスを見直す時期にきている」という点で、「住民負担の見直し」はわかるのですが、「水道行政サービスの見直し」とはどういったことを具体的にイメージされているのでしょうか。住民の誤解を招くのではないかと思います。

(事務局)

文章の構成上「住民負担の見直し」と「水道行政サービスの見直し」という文言になりました。

(委員)

「住民負担の見直し」と「水道行政サービスの見直し」とは水道行政サービスのあり方も再検討するという意味合いで書かれているということですね。現行の安定的な水道サービスを維持する前提で「だからこそ料金も上げなくてはならず、広域連携も考えなくてはならない」という話だと思いますので、行政サービスを見直すという場合によっては「効率悪いからここは切ってしまう」という話もでてくるのではないかと読み取れます。

(委員)

表現に変な含みを感じられると誤解を招くため「受益と負担の関係を見直す必要があるのではないか」の様な表現を加える方が良いのではないかと思います。「これまで低廉な料金で運営してきたが、現況からすると厳しいのではないか」というような意見が含まれる内容です。その点は表現を改める必要があると思います。誤解を招くような表現がありますので、その当りは調整していただきたいと思います。

(委員)

個人的な見解ですが、順位付けする際に何を重視するかという点が大事になってくると

思います。

「住民の負担する水道料金」であればケース 3 が望ましい。ただしこれは不確定な要素も含まれているが、想定通りであれば「水道料金を重視するのであればケース 3」です。しかしその他の諸々の部分を考慮すると、「一度ケース 3 に移行すると元の単独経営には戻れないだろう」と思われます。

逆に単独経営を維持できるのであれば単独経営を維持し、将来的に連携を図っていくことも可能だと思います。そう考えると「ケース 1の方が安全」という気はします。

どこを重視するかだと思います。住民の負担という部分を軽くして生活しやすい町にしていくのであればケース 3。もちろん両睨みで交渉しながら、交渉がうまくいかないようであればケース 1 というパターンもあると思います。中間市が「水」というものを（注：まちづくりの）全面に出してきていて、世界遺産や河童もそうですが市役所のそばにもありますし、筑前垣生の駅前にも置いています。そういったことを考えたときに「水」を全面に出している街が「自前で水道を供給できない」ということが良いのか悪いのか、という部分は当然出てくるかだと思います。「まちづくりの観点からどうなのか」という気はしています。

（委員）

各々にメリット・デメリットがあり、どれを選択するかによって相当優先順位が変わってくると思います。

（委員）

今の話はすごく参考になると思います。順位付けの際に何を重要視するのかということ、委員会で決めることになるのでしょうか。それとも行政として「（注：まちづくりの観点からみて）水」という話なのか、「水道料金」という話なのかを、委員会が決めて良いのですか。事務局はどんなイメージで捉えているのですか。

（委員）

恐らくそれは我々で決めて良いと思います。どちらにするのかも含め、我々はあくまで議論に基づいて意見を出す立場で、それをどう扱うかは事務局側の判断になるのでしょうか。市長さんに答申を出す際には「委員会としてはこういう意見」ということになると思います。ただ今日この場で、どの点を重視するのかを決めるのは、進行的に厳しいという印象をもっています。

（委員）

どれに重きを置いてケースを決めたほうが良いかという点は、多少水道料金は上がるかもしれませんが、「水の町」のイメージからすると水道事業を運営している「水の町」というカラーを出せる方向性で行政サービスを進めていったほうが良い、と思います。

(委員)

難しいとは思いますが、順位を決めなければいけないのであれば、水道料金は一つの手法として「住民にとって見えやすく分かり易く順位付けが決定できる」ため、それに基づいて答申を出すことはひとつの案ではないのかと考えます。ただ、まちづくりを考えたときに「水道事業を単独で運営していくことに価値がある」という考え方もあると思います。「自分のことは自分で決める」という「多少負担が増えても自分の自治体のことは自分でやる」ということが重視される時代になっているため、「中間市のみなさんが負担を受け入れるのであれば独自でやる（注：水道事業を単独運営する）」ということは非常に重要な意思決定だと思います。そういう可能性を否定するのはいかがかな、と思う部分もあります。そういう観点では非常に難しいですが、「順位をつけるとすれば費用で順位付けをするが、そこに留保条件を付ける」というふうに考えています。

(委員)

4つのケースそもそもの考え方ですが、このモデルは「この4ケースしかない」というものなのか、それとも「いろいろ考えたモデルケースとしてこの4ケースが考えられる」ということであれば、必ずしも順位付けをしたとしてもそれは「中間市が示したケースの中での検討結果で、必ずしもそれで動くわけではありません」ということで整理できると思います。あくまでも順位付けはモデルケースでこれが一番・二番だということ考えていく必要があるのではないかなと思います。

(委員)

これまでも相当なサブパターンを検討した中で、今回4ケースに収れんしています。いろいろな条件がある中での抜き出したものを並べたに過ぎず、ケースとしてはあくまで議論のたたき台として出されたものだということです。必ずしもこの4つになるということではないと思います。その辺は意見を出すときに注意しなければいけない点と感じています。事務局もそういう認識でよろしいですね。

(委員)

先ほどから話では水道料金面ではケース3ということになります。しかし、その前に中間市が「水（注：水利権・浄水処理・供給能力）」をもっている状況から考えれば単独運営の維持という事になるのでしょうか、それが難しいということであれば、「遠賀町も中間市から給水を受けている（注：遠賀町は中間市水道事業の給水区域）」という事からも、「ケース2の自治体Aから給水を受けるパターン」は、（注：水道利用者としては）変化がないのではないのでしょうか。ただ水道料金的にどうなるのかという心配があります。水道料金は、仮定でケースを作っており実際交渉してみなければわからない状況です。

よって、令和 40 年より前に自治体 A と交渉を続けていくということが良いのではないかと考えています。

(委員)

今の意見を伺っていると、「委員会としての優先順位」というよりは「それぞれの留意事項を再確認して両論併記」という形で、「委員会としてこういう意見があったと、まとめた方が良い」と感じています。事務局が要望されるような優先順位まで決定することは厳しいと感じています。それぞれのどこのメリットを重視するかによって、ある程度ケース 1 なのかケース 3 なのかということではないかと思います。その辺りを委員会として意見をまとめるという形になると思いますが、どうでしょうか。

今回の答申の中でひとつに絞ったり、何か条件をつけ優先順位をつけられれば良いのですが、その条件も絞ることが難しいため両論併記の形になると思っています。今回の 4 つのモデルケースのなかで、ケース 4 の早急に経営統合を目指すことについては厳しいということもご了解いただいたと思います。そのほかにはいろいろなパターンがあるため、留意事項あるいは懸念事項について再度検討しながら、より厳密に（注：自治体 A と広域連携の条件面の）協議を進めていただくことをお願いしたい、それから経営関係できちんと取り組むべきことについて、「きちんとやっていただきたい」という事を答申に盛り込む形で、まずアウトラインを決めたいと思います。

(委員)

先ほどの両論併記の話ですが、今の議論の中でケース 2 がそのまま残っている理由はどのように整理されるのでしょうか。水道料金で鑑みればケース 3 です。それ以外の別の要件として、ケース 1 も住民に示す事は良いと思いますが、ケース 2 についてはどちらの観点で見ても劣っている。どういう観点で見たときにケース 2 が支持されるのでしょうか。

(委員)

「削る理由に欠けた」というところが一番大きいのではないかと思います。要はケース 1 とケース 3 どちらにせよクリアしなければいけない課題が多い中で、折衷案的なものとしてケース 2 が残っているということだと思います。事務局はその辺りはいかがですか。

(事務局)

ケース 1 は単独運営ですが、もともと単独運営でも問題があるため他のケースが出してきました。ケース 2 は単独運営を続けながらも広域連携の協議も同時に行い、最終的には給水人口が少なくなった時点で単独運営に戻るという、ケース 1 とケース 3 の折衷案のような形です。

(委員)

最終的に単独運営に戻るという話でしたが、シミュレーションの範囲ではそこまで書いてありますか。

(事務局)

令和 40 年度までのシミュレーションでは、まだそこまで給水人口が減っていないため単独運営に戻るとまでは書いておりません。しかし「給水人口が減少した時はまた単独運営に戻る」というものです。

(委員)

ケース 2 は水道料金が高くなりますが、自治体 A の管と接続するという部分があり災害時には自治体 A からの水道水を遠賀町を経由して中間市に逆に持って来るとも十分考えられます。そういう面から考えると残しておいたほうが良いと思います。

(委員)

それは用水供給を受けないとできない話ではないと思います。応援協定等で管を連結していればそれで賄える話ではないのですか。

(事務局)

ケース 2 に関しては、配水池まで管を接続して導水しますので、用水供給を仮に解消しても恐らく中間市、遠賀町で大きな災害があったときには、水をいただけるのではないかと考えています。

(委員)

現時点で、自治体 A と応援協定等はあるのですか。

(事務局)

今申し上げたようなかたち（注：物理的に配水池に直接供給できるかたち）では管を接続していません。また、遠賀町全域に水道水を供給する、という明確な協定は結んでいません。しかし、水・修繕材料が不足する場合は、相互協力するという協定は結んでいます。

(委員)

緊急時連絡管も広域連携の一種ですか。

(委員)

緊急時連絡管は広域連携には含まれません。緊急時連絡管というのは総合応援協定とい

う形で、有事の際しか動かしません。通常は動かさないため対象外だと思います。

(委員)

ケース 2 も別の面でメリットがあるということですね。

そうしますと答申の内容は、4つのケースについて、「将来のあり方」を議論した中で「短期的な経営統合、事業統合を目指すことは現実的ではない」、従って残りの3ケースについて検討したところ「それぞれメリット・デメリットがある中で、どれが最適な手法であるか、あるいは優先順位をつけることは難しい」ということですね。それぞれケース 1・ケース 2・ケース 3 について、メリットや留意事項を併記し、いっそうの検討を進めるべきではないかと考えます。それに際しては「アセットマネジメント等を作成し、計画的な財政運営ができるようにする必要があるということ踏まえ、利益と負担の関係なども整理していただきたい」、ということを書き込むことでよろしいのではないのでしょうか。

(委員)

今の防災の観点は大事な点だと思います。そうするとケース 2 はケース 3 に比べて劣っているという状況ですね。応援云々ではなくてケース 3 はそもそも一体化しているわけですから。

(委員)

非常時の対応はケース 3の方が優れているという意味ですね。

(委員)

それも含めましてケース 2 が選ばれる可能性はあるのですか。

(委員)

(注：ケース 2 については) 全体的なメリットは大きくはないと思います。

(事務局)

最初にケース 2 を発案した背景として、今回の議論のポイントは受水する中間市側からの観点では、お金(注：水道料金)ではケース 3 のメリットが大きい。もうひとつの側面で、水を配る側(自治体 A)の観点ではケース 2 の用水供給で水道水を売っていると段階でいるほうがメリットが非常に大きい。用水供給事業を終えて経営統合まで行った場合、経営の一部も負担しなくてはならない。また事業統合まで見込むと全ての責任を負うという形になります。広域連携を進めていくうえでハードルの高さは用水供給、その先に経営統合、さらにその先に事業統合という順番です。水を配る側の考え方で、まず用水供給が事務的レベルの話で、モデルケースとして本委員会に出しておくべきものと判断しました。

(委員)

ハードルの高さを下げるといのはある程度時間をかけずに取り組むということでは技術的な面で重要な視点もあるという気がします。

(委員長)

それでは10分ほど休憩したいと思います。

————— 休 憩 —————

(委員長)

それでは時間になりましたので、再開します。

ただ今、お配りした書類は答申のアウトラインという形でまとめたものです。

今回、このメモでは諮問のあった3件

- ・ 中間市水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事。
- ・ 中間市水道事業の経営改善と経営形態の確立に関する事。
- ・ その他、中間市水道事業の運営に必要な事。

以上に沿った形で作っています。

1. 「将来的な位置づけとあり方に関する事」について

事務局から提示された事業の現況と将来像を複数のケースを基に議論をしてきました。議論の過程でさまざまなサブパターンを確認しつつ上記のケースの条件や表現を修正しながら答申書には今回4つのケースの最終案が整理されるに至りました。これはあくまでもモデルケースであります。そのうち短期的な事業統合を目指すケース4は、中間市の施設水準を近隣水道事業体のそれまで引き上げることが財政的にも技術・業務量的にも現実的ではないと判断できると思います。

そのうえで残りの3ケースは「事業に係る意思決定への中間市や利用者の関与・まちづくりの観点が含まれると整理できる」と思います。それから利用者への水道料金負担、事業の安定性・非常時の対応を含む持続性、小規模な事業体として職員数の確保等の問題等があると思います。このうちどの問題やポイントを重視するかです。そういった論点を踏まえ最適な手法や検討の優先順位を選びだすことは、現時点では困難であります。従って、本委員会としては3ケースのそれぞれに対する意見を示すかたちで提出することとします。

- ・ 単独経営を維持する ケース1

中間市水道事業が従来の形態で維持されることから、意思決定への関与は現在のメリットを維持できます。要は変化がないということです。一方で利用者による水道料金負担は大きく伸びることになり、その後も現行と比べ高い水準が続くこととなります。安定性・持続性の観点では職員数の確保や技術水準の維持、大規模災害時の対応等、小規模水道事業体としての課題を抜本的に解決することが難しく、また将来にわたり施設の更新等の課題が一定間隔で生じる可能性がある。

これらの点を踏まえると、このケースを選択する場合、単独経営を維持したとしても近隣水道事業体との連携は強めていただく必要があるのではないかと考えられます。

・一部用水供給を受ける ケース 2

用水供給に係る自治体 A との調整が生じるため（注：中間市による水道行政への）関与は若干小さくなるものの、一定のメリットは確保できる。ただ施設の更新費用と受水費用の負担が重なり水道料金負担は最も大きくなります。事業の安定性・持続性についても単独経営を維持するケースと課題が大きく異なることから全体的なメリットは小さい。ただ連携に向けた取り組み易さや、防災上の観点などにメリットがあります。さらに非常時の対応あるいは事業の安定性・持続性のメリットはケース 1 に比べ大きいと思います。

・長期的に事業統合を目指すケース 3

自治体 A との統合後は中間市の（注：水道行政への）関与の部分は難しい。協議・調整の中で中間市の意向がどの程度まで反映されるかが大きな問題となる。水道料金負担は相対的に低く安定性・持続性に関する課題は大きく解消される。全体のメリットは他の 2 ケースと比べ大きいと言えると思います。しかし、施設水準を引き上げる際に水道料金の上下幅が大きい。そして公営企業債の償還の期間をどう設定するかなど、不確定な要素が多い点が懸念材料としてあります。

（注：中間市水道事業の）位置づけとあり方については委員会としては結論を出すのは難しいため引き続き事務レベルの検討を続けていただきたい。広域連携の検討を行う際には、一定の取り組みが必要となります。

2. 「経営改善と経営形態の確立に関すること」について

本来水道事業として実施しておくべき取り組みが不十分に感じられる点がありました。ひとつは水道事業が経営に要する経費を水道料金で回収する「統括原価主義」で運営することが基本とされ、利用者の受益と負担の関係を適宜整理する必要があるということです。中間市が長期間にわたって低廉な料金水準を維持されたことには敬意を表するが、全国的な問題として多くの水道事業体が料金水準の見直しに取り組んでいる昨今においては、「安全・安心な水道水の安定的供給」という、「水道事業者の責務を果たすために必要となる取り組みとそれに係る費用を見積り、それに見合う料金水準を設定する」ことが不

可欠です。この点について本委員会では早急に必要な取り組みを行うべきと考えます。その前提として数多くの水道施設の現況を把握し、将来的な更新・修繕等の計画策定につなげる水道事業アセットマネジメントの作成や、中長期的な視点での水道事業経営のビジョンを示す経営戦略の策定等は不可欠なものである。これらの内容は3つのケースいずれを選択するにしても必要な情報となることから、計画的に取り組むことを強く要望する。

どのケースを選択しても一定期間は水道事業者として安全・安心な水道水の安定的供給を維持する必要があることから、現行施設の老朽化への対応等については適切な措置を講じていただきたい、という形としています。

(委員)

今の話で、不確定な要素が確定したらケース3が一番良いというイメージでよろしいですか。

(委員)

そうですね。中間市が方針をケース3に決めないと、不確定な要素（注：統合についての未確定な条件）が解消できない点もあります。

(委員)

そうしますと、確実に自治体Aとの統合を目指すことを決めなければ交渉に入れないという理解ですか。交渉の過程のなかで想定以上に受水単価が高いなどの話になると統合はできないという話になると思うのですが、基本的な方針として統合するという事を表明しない限りは交渉に入れないということでしょうかね。

(事務局)

実務者レベルであれば、用水供給事業の受水単価も含めて杓子定規な話にしかありません。統合など話をするのであれば双方の意思がある程度そこに向いていないと正しい情報を得ることはできません。

(委員)

先ほどの自治体Aとの交渉の話ですが、市長が諮問した限り答申書に基づいて最終的に協議決定されると思いますが、ケース3に向けて動き出そうとする場合は、この答申書がないと動き出せないと感じます。

(委員)

素案のなかでケース3が全体的なメリットがあるということで、まず動き出して受水単価等の不確定要素を確定させるような、答申になれば良いと思います。広域連携のメリッ

トは説明しているのだからそれに向けて動き出すべきである、というようなことがあれば良いと感じています。

(委員)

ケース3をもう少し押し出すような、そういうものがあつたほうが良いのではないかと
いうことですね。

(委員)

頂いている資料を見る限りではケース3のメリットを大きく感じました。先ほどから議
論になっているように、どこを重視するかによって大きく変わってくるため、その辺りを
考えるとケース3に基づいて一歩足を踏み出してください、というのは難しいという気持
ちもあります。

(委員)

ケース1は早く浄水場を建て替えていきましょう。「明日にでも始めましょう」と受け
とめてしまいます。それがケース3では不確定要素が多く懸念材料があるので「今からそ
ういったことを検討していきます」ということになる、時間のスピード感が遅れてしま
う気がしています。その一方で、「明日にでも、いつ設備が壊れてしまうかもしれない」
という危機感のスピード感に対して、「今から重い腰を上げていきましょう」というふう
にケース3だと受け取られるような気がします。ケース3の中でも「早急に不確定要素を
確定させなければならない」というような表現が欲しいと思います。

(委員)

「ケース3ならば不確定要素を早く解消し比較可能な状態にしてください」というよう
なことで良いですか。

その辺りはケース3の文言を改めるということで書き変える感じですね。懸念材料であ
るということではなく不確定要素が多いので、まずはそれを早急に整理するべきである
という感じですね。「メリットは大きい但不確定な部分も大きい」という点はしっかり整理
してほしいという感じですね。

(委員長)

では、今の内容を反映させ他に答申への追加・修正が必要な点はありますか。

——意見無し——

それでは先ほどまでのご意見を踏まえ、ひとつは「ケース3の書き方で少し危機感が感

じられない」という意見がありましたので、まずは「懸念材料・不確定要素を早急に解消できるように取り組んでほしい」というニュアンスを盛り込むということですね。基本的にはこれをベースに最終的に答申を作成するというところでよろしいでしょうか。他に何か要望はありますか。

——意見無し——

これをベースに最終的な答申書案を作成し、そのうえで委員の方に確認していただき、最終的な確認は私の方でさせていただいて、答申に至るという形になると思いますが、よろしいですか。

まずは委員の方々に一定期間見て頂いて修正し、それを基に委員長が最終的に確認して答申書として固めるという形でよろしいでしょうか。

それではそういった形で最後の考察・まとめの部分については、この内容をベースに事務局と調整しながら確定していきたいと思います。それでは最後は急ぎ足で進めてしまいましたけど、答申にかかる検討というのは以上で終わりにしたいと思います。

最後にその他ですけど、委員のみなさんからお伝えすることなどございますか。事務局の方からは何かございますか。

(事務局)

長期間にわたりご検討いただきましてありがとうございます。完成した答申書は後日みなさまにもお配りいたします。またホームページなどでも公開いたしますが、中間市は今後、広域連携の可能性を模索するために、自治体 A と事務折衝を行う可能性がございます。その際には自治体 A からの受水単価、中間市財政シミュレーションは特に重要な数値になります。これらの数値はホームページ等では非公開とさせていただきます。委員のみなさまには委員会終了後も守秘義務の徹底を、よろしく願いいたします。

(委員長)

委員の方もその点はよろしく願いいたします。

本当にご協力どうもありがとうございました。それでは以上で議事を終わりますので、司会の方は事務局にお戻りいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。次に中間市環境上下水道部長から挨拶をお願いします。

(事務局)

(事務局)

以上をもちまして「第5回中間市水道事業あり方検討委員会」を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。また5回にわたりご協力いただきありがとうございました。